



大崎市監査委員告示第3号

監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項並びに第4項の規定に基づき、大崎市監査基準により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

令和7年2月3日

大崎市監査委員 門脇喜典

大崎市監査委員 伊藤玲子

大崎市監査委員 伊勢健一



記

第1 監査等の種類

定期監査及び定期監査に合わせて行う行政監査

第2 監査の対象部署

- (1) 松山総合支所，三本木総合支所，鹿島台総合支所，岩出山総合支所，鳴子総合支所，田尻総合支所
地域振興課，市民福祉課（会計課分室含む）
- (2) 総務部
総務課，人財育成課，秘書広報課，財政課，税務課，納税課，防災安全課
- (3) 会計管理者
会計課，検査課
- (4) 市民協働推進部
政策課，行政管理課，まちづくり推進課，環境保全課，デジタル戦略課
- (5) 議会
議会事務局
- (6) 教育委員会（教育機関）

古川中学校，古川北中学校，古川東中学校，古川南中学校，古川西小中学校

(7) 選挙管理委員会

選挙管理委員会事務局，松山支局，三本木支局，鹿島台支局，岩出山支局，
鳴子支局，田尻支局

(8) 固定資産評価審査委員会

固定資産評価審査委員会事務局

(9) 農業委員会

農業委員会事務局松山事務所，三本木事務所，鹿島台事務所，岩出山事務
所，鳴子事務所，田尻事務所

第3 監査の着眼点

(1) 財務に関する事務の執行（定期監査）

(2) 経営に係る事業の管理（定期監査）

(3) 行政に関する事務の執行（行政監査）

第4 監査の主な実施内容

令和5年度及び令和6年度の財務及び経営管理並びに一般事務に関する書類及び諸帳簿を対象に，必要に応じて担当者の説明を聴取する等により，大崎市における事務事業の執行全般が法令等に従って適正に行われているかという観点はもとより，経済性，効率性，有効性，公平性の観点にも留意して試査による監査を実施した。

第5 監査の実施期間

令和6年9月19日（木）から同年12月11日（水）まで

期日等の詳細については，別紙「定期監査報告書（監査対象部局ごと）」のとおり

第6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理，並びに一般事務の執行状況については，おおむね適正に事務処理されていると認められた。

なお，事務処理上留意すべき軽微な事項については，各所属長等に別途通知し補完等を求めたほか，一部改善または検討を要望した主な事項については，別紙「定期監査報告書（監査対象部局ごと）」にその概要を記述したので，それぞれ適切に事務改善を図らねたい。

定期監査報告書 (松山総合支所)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等	摘要
令和6年 9月19日(木) 20日(金)	2日	松山総合支所 地域振興課 (選挙管理委員会事務局松山支局, 農業委員会事務局松山事務所を含む)	書類監査
10月2日(水)	1日	松山総合支所 市民福祉課 (会計課分室を含む)	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

【個別事項】

(1) 市民福祉課

行政財産の目的外使用許可において、土地の使用料算定は、行政財産使用許可処理基準の規定に基づき土地の評価額を0.7で割戻すべきところ、割戻しせずに算定していた。適正な事務処理に改めるとともに、使用料において、過不足額が生じる場合は、精算処理を行い、適切に処理すること。

定期監査報告書

(三本木総合支所)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等	摘要
令和6年 10月16日(水) 17日(木)	2日	三本木総合支所 地域振興課 (選挙管理委員会事務局三本木支局, 農業委員会事務局三本木事務所を含む)	書類監査
10月10日(木)	1日	三本木総合支所 市民福祉課 (会計課分室を含む)	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

【個別事項】

(1) 地域振興課

行政財産の土地貸付料滞納繰越分に係る督促や賃借人との交渉の状況が整理されていなかった。債権管理にあたっては、交渉記録を整理するとともに滞納者の状況を把握し、私債権管理条例や債権管理マニュアルに基づく適切な滞納整理を実施すること。

定期監査報告書
(鹿島台総合支所)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等		摘要
令和6年 10月8日(火) 9日(水)	2日	鹿島台総合支所	地域振興課 (選挙管理委員会事務局鹿島台支局, 農業委員会事務局鹿島台事務所を含む)	書類監査
10月3日(木)	1日	鹿島台総合支所	市民福祉課 (会計課分室を含む)	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

【個別事項】

(1) 地域振興課

市民鹿島台いこいの森枯木調査伐採業務及び立木剪定業務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び契約規則第25条第6号の規定により、それぞれ業務委託が少額随意契約されていた。契約金額の合計額は、少額随意契約の範囲を超えており、また、工期や見積り依頼業者、見積り合わせ執行時期が同一であったことから、分割発注により競争入札を回避したと捉えかねないので、改善すること。

定期監査報告書 (岩出山総合支所)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等		摘要
令和6年 10月29日(火) 30日(水)	2日	岩出山総合支所	地域振興課 (選挙管理委員会事務局岩出山支局, 農業委員会事務局岩出山事務所を含む)	書類監査
10月31日(木)	1日	岩出山総合支所	市民福祉課 (会計課分室を含む)	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、適切に事務改善を図らねたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

【個別事項】

(1) 地域振興課

ア 岩出山地域振興施設条例では、使用料を徴する店舗区画の位置や範囲が明確に規定されていないため、建物外など店舗区画以外の場所の利用について、取扱いを確認すること。併せて、自動販売機や短期間出店するキッチンカー等の取扱いについても明確にすること。

イ 基本協定書第6条別紙2に記載している管理物件において、前期指定管理期間の平成27年4月1日に変更協定書により多目的広場を加えていたが、令和3年度からの基本協定書には欠落している。現状として指定管理者が継続して管理を行っており、基本的な事項であるので、協議し適切に対処すること。

ウ 基本協定書及び年度協定書の業務内容において、地場産品等の販売及び飲食物の提供に関することが記載されていない。指定管理業務としての位置付けを明確にすること。

エ 令和6年3月分の自動販売機電気料請求について、3月31日の日付けで令和5年度の歳入調定を起しているが、実際は4月22日に起票し決裁されている。当該使用料は、地方自治法施行令第142条第1項第2号に規定する随時の収入となり、請求書を発出した年度により区分するため、調定年度は令和6年度とすべきであった。今後は同施行令にのっとり事務処理すること。

オ 都市公園の使用料について、都市公園条例第10条で、都市公園の利用の許可を受けたものは、別表第3に掲げる額に消費税相当額を加えた額を使用料とし

て納付しなければならないと規定されているが，消費税相当額を加えない額を徴収している事案が見受けられたので，適切に処理すること。

- カ 行政財産の目的外使用許可で設置された自動販売機の電気料において，10円未満の端数を切上げせずに算定し請求した事案が見受けられた。財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例別表備考11の規定により「10円未満の端数が生じた場合は，10円に切り上げる。」とされているので，適正な請求額を算定するとともに，請求額の差額について，適切に処理すること。

定期監査報告書 (鳴子総合支所)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等	摘要
令和6年 10月22日(火) 23日(水)	2日	鳴子総合支所 地域振興課 (選挙管理委員会事務局鳴子支局, 農業委員会事務局鳴子事務所を含む)	書類監査
10月18日(金)	1日	鳴子総合支所 市民福祉課 (会計課分室を含む)	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

【個別事項】

(1) 地域振興課

防犯灯電気料補助金交付申請書に添付する防犯灯電気料補助金算出内訳書(様式第4号)が防犯灯の設置及び維持管理に関する要綱に規定される様式と異なっていた。また、同要綱では、補助額は、基準額 $A \times 1/2$ で算定された額の千円未満を切り捨てた額と規定されているが、3件の補助額が切り捨て処理がなされないまま支払われていたので、適正な補助金額を確認し、必要な場合には返納等の精算処理をすること。

定期監査報告書

(田尻総合支所)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等		摘要
令和6年 11月6日(水) 7日(木)	2日	田尻総合支所	地域振興課 (選挙管理委員会事務局田尻支局, 農業委員会事務局田尻事務所を含む)	書類監査
11月8日(金)	1日	田尻総合支所	市民福祉課 (会計課分室を含む)	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

【個別事項】

(1) 地域振興課

ア 令和6年3月分の飲料水自動販売機の電気料請求において、3月31日の日付けで令和5年度の歳入調定を起こしているが、実際は4月18日に起票し決裁されている。使用料や手数料は、地方自治法施行令第142条第1項第2号に規定する随時の収入となり、請求書を発出した年度により区分するため、調定年度は令和6年度とすべきであった。今後は同施行令にのっとり事務処理すること。

イ 公園の中の宿ロマン館のエアコン交換工事において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び契約規則第25条第6号の規定により、3件の業務委託が少額随意契約されていた。契約金額の合計額は、少額随意契約の範囲を超えており、また、起工日が近接しており委託事業者が同一であったことから、分割発注により競争入札を回避したと捉えかねないので、改善すること。

ウ 堤防及び市道の除草業務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び契約規則第25条第6号の規定により、4件の業務委託が少額随意契約されていた。契約金額の合計額は、少額随意契約の範囲を超えており、また、工期や委託事業者が同一であったことから、分割発注により競争入札を回避したと捉えかねないので、改善すること。

(2) 市民福祉課

納税貯蓄組合納付事務補助金の交付において、納付率が97.75%であった組合に対し、1納付書あたり200円で納付書割を算出し補助金を交付していた。納税貯蓄組合奨励規則第4条の規定により納付率が97.75%の場合の納付書割は、1納付書

あたり 100 円になるので，適正な補助金額を算出するとともに，交付額の差額について，適切に処理すること。

定期監査報告書 (総務部)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等	摘要
令和6年 11月12日(火)	午後	総務部 人財育成課	書類監査
11月13日(水)	午前	総務部 秘書広報課	書類監査
	午後	総務部 納税課	書類監査
11月14日(木)	1日	総務部 財政課	書類監査
11月19日(火)	1日	総務部 税務課	書類監査
11月20日(水)	1日	総務部 防災安全課	書類監査
11月21日(木)	午前	総務部 総務課 (選挙管理委員会事務局, 固定資産評価 審査委員会事務局を含む)	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

【個別事項】

(1) 財政課

ア 自動販売機電気使用料, 旧小学校体育館照明利用料, コピー・印刷代に係る令和6年3月分の調定が令和6年4月1日以降の日付けであったが, 令和5年度の歳入として処理していた。当該使用料は, 地方自治法施行令第142条第1項第2号に規定する随時の収入となり, 歳入の会計年度は, 納入通知書を発した日の属する年度となるので, 今後は同施行令にのっとり事務処理すること。

イ 行政財産目的外使用料の延滞金計算については, 税外収入金の延滞金徴収条例第2条により市税条例の例によるとされているが, 計算過程の一部が規定と異なり本来算定されない延滞金を請求した例が見受けられた。今後は適正な計算方法を確認し, 事務処理すること。

(2) 納税課

納税貯蓄組合納付事務補助金の事業報告書において、区会費等と合算して決算しているため使途が確認できなかったもの、積算根拠や使途が確認できなかったもの、残金が生じているもの、支出が全くないもの、領収書の添付がないものが見受けられた。補助金が有効活用されるよう、各総合支所市民福祉課の事務処理も含めて改善すること。

(3) 防災安全課

ア 大崎市から大崎市防犯協会連合会に負担金として、1,891,000円が交付されていた。連合会から各地域の防犯協会には事業育成費として、公金に準じた手続きにより交付されていたが、鳴子地域の防犯協会には、年度末に交付申請書の提出を受けずに交付されていた。防犯協会連合会内部の事務であっても公金に準じた取り扱いに改善すること。また、現金による交付は盗難等の危険があることから、振込による交付について検討すること。

イ 避難所用段ボールベッド購入において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び契約規則第25条第2号の規定により、2件の売買契約が少額随意契約されていた。契約金額の合計額は、少額随意契約の範囲を超えており、また、納入時期等が同一であったことから、分割発注により競争入札を回避したと捉えかねないので、改善すること。

定期監査報告書
(市民協働推進部)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等		摘要
令和6年 11月26日(火)	午前	市民協働推進部	政策課	書類監査
12月3日(火)	午前	市民協働推進部	行政管理課	書類監査
	午後	市民協働推進部	まちづくり推進課	書類監査
12月4日(水)	1日	市民協働推進部	環境保全課	書類監査
12月5日(木)	午前	市民協働推進部	デジタル戦略課	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

【個別事項】

(1) 行政管理課

市役所カフェスペース賃貸借に伴う令和6年3月分の電気料・上下水道料について、調定日を3月29日として令和5年度収入としていたが、納入通知書は、4月に発行されていた。当該使用料は、地方自治法施行令第142条第1項第2号に規定する随時の収入となり、歳入の会計年度は、納入通知書を発した日の属する年度となるので、今後は同施行令にのっとり事務処理すること。

定期監査報告書
(会計管理者)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等		摘要
令和6年 11月12日(火)	午前	会計管理者	会計課 検査課	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

定期監査報告書
(議会事務局)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等	摘要
令和6年 11月21日(木)	午後	議会事務局	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

定期監査報告書
(教育委員会)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等	摘要
令和6年 12月11日(水)	午前	教育委員会 古川中学校 古川北中学校 古川東学校	書類監査
	午後	教育委員会 古川南中学校 古川西小中学校	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

定期監査報告書
(選挙管理委員会)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等	摘要
令和6年 9月19日(木) 20日(金)	2日	選挙管理委員会事務局松山支局	書類監査
10月8日(火) 9日(水)	2日	選挙管理委員会事務局鹿島台支局	書類監査
10月16日(水) 17日(木)	2日	選挙管理委員会事務局三本木支局	書類監査
10月22日(火) 23日(水)	2日	選挙管理委員会事務局鳴子支局	書類監査
10月29日(火) 30日(水)	2日	選挙管理委員会事務局岩出山支局	書類監査
11月6日(水) 7日(木)	2日	選挙管理委員会事務局田尻支局	書類監査
11月21日(木)	午前	選挙管理委員会事務局	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

定期監査報告書
(固定資産評価審査委員会)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等	摘要
令和6年 11月21日(木)	午前	固定資産評価審査委員会事務局	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途所属長に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

定期監査報告書
(農業委員会)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等	摘要
令和6年 9月19日(木) 20日(金)	2日	農業委員会事務局松山支局	書類監査
10月8日(火) 9日(水)	2日	農業委員会事務局鹿島台支局	書類監査
10月16日(水) 17日(木)	2日	農業委員会事務局三本木支局	書類監査
10月22日(火) 23日(水)	2日	選挙管理委員会事務局鳴子支局	書類監査
10月29日(火) 30日(水)	2日	農業委員会事務局岩出山支局	書類監査
11月6日(水) 7日(木)	2日	農業委員会事務局田尻支局	書類監査
11月26日(火)	午後	農業委員会事務局	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。